

平成27年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成27年11月25日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 報告第13号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 報告第14号 専決処分した事件の承認について
日程第 7 報告第15号 専決処分した事件の承認について
日程第 8 議案第46号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 9 議案第47号 職員の給与の特例に関する条例制定について

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	企画振興課長	川 端 達 也 君
企画振興課長補佐	平 田 充 君	総 務 課 長	太 田 洋 二 君
税務財政課長	高 橋 力 也 君	納 税 担 当 課 長	長 屋 修 二 君
環境生活課長	五十嵐 勝 彦 君	保 健 福 祉 課 長	対 馬 憲 仁 君
保健福祉課長補佐	洲 崎 久 代 君	地域包括支援センター課長	斉 藤 健 治 君
水産商工観光課長	堺 昇 司 君	水産商工観光課長補佐	田 澤 道 広 君
建設水道課長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社会教育課長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次 長 上部健太君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成27年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月11日、東京都において開催されました、第59回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

平成27年第3回臨時町議会を開催いたしましたところ、議員皆様には万障繰り合わせ、御出席いただきましたことにつきましてお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、1件の行政報告を申し上げます。

交通死亡事故の発生についてであります。

11月14日土曜日、午前5時40分ごろ、礼文町の国道335号において、道路を横断中の女性歩行者が、走行中の乗用車にはねられる死亡事故が発生いたしました。

慎んで御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

なお、交通事故死ゼロの日数は308日でストップいたしました。今後も引き続き事故防止のさらなる啓発に努めてまいります。

以上でございます。

◎日程第5 報告第13号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第5 報告第13号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 報告第13号専決処分した事件の承認についてでございます。

また、この後、予定されております報告第14号、15号、議案第46号、47号につきましては、副町長並びに担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第13号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年10月1日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,822万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金96万円を追加し、5,751万8,000円。歳入合計96万円を追加し、36億5,822万6,000円。

歳出。

8款教育費96万円を追加し、3億1,760万9,000円、6項保健体育費96万円を追加し、1億56万7,000円。

歳出合計96万円を追加し、36億5,822万6,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をいたします。

18款1項1目繰越金96万円の追加でございます。歳出財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

8ページでございます。

歳出。

8款教育費6項保健体育費6目給食センター管理費、委託料に96万円の追加でございます。給食配送業務は、これまで直営で運営をしてきておりましたが、職員の病気、けが等の発症により、直営での配送業務が困難となったことから、10月1日から当面3月31日まで業者に委託をしたところでございます。

なお、今後の体制につきましては、新年度予算編成において検討をしてみたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第13号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第13号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第6 報告第14号 専決処分した事件の承認について

◎日程第7 報告第15号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第14号専決処分した事件の承認について及び日程第7 報告第15号専決処分した事件の承認についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の10ページをお願いいたします。

報告第14号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

この専決処分につきましては、町長就任後、ふるさと納税返礼品の導入について検討を進めてきたところでございます。さらには、議会の一般質問等も受け、一日も早い導入に向け準備を進めてまいりました。

結果として12月1日にスタートし、地域の活性化、推進を図るために、条例並びに補正を含め専決をさせていただいたものでございます。特段の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

11ページをお願いいたします。

専決処分書。

知床・羅臼まちづくり寄付条例の一般改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年11月6日でございます。

知床・羅臼まちづくり寄付条例の一部を改正する条例。

知床・羅臼まちづくり寄付条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の目的に対し寄付された寄付金の額とする。」を「歳入歳出予算で定める額とする。」に改める。

附則として、この条例は、平成27年12月1日から施行する。

この条例につきましては、これまで寄附された金額全額を目的別に積み立てをしておりましたが、ふるさと納税返礼品の導入によりまして、寄附額から返礼品に充てる額を差し引いた額について積み立てをするものでございまして、それぞれ歳出に計上するという内容でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第15号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年11月6日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,459万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページ、第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

16款1項寄附金240万円を追加し、2,718万3,000円。

18款1項繰越金396万7,000円を追加し、6,148万5,000円。

歳入合計636万7,000円を追加し、36億6,459万3,000円。

歳出でございます。

2款総務費636万7,000円を追加し、7億914万8,000円。

1項総務管理費636万7,000円を追加し、6億6,883万9,000円。

歳出合計636万7,000円を追加し、36億6,459万3,000円。

18ページ、事項別明細書で説明をさせていただきます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金240万円の追加でございます。これにつきましては、ふるさと納税の寄附金を充てたものでございまして、1日2万円の4カ月分を計上したところでございます。

18款1項1目繰越金396万7,000円につきましては、歳出から歳入を差し引いた不足分を繰越金に求めたものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費110万4,000円の追加でございます。積み立ての追加でございます。これにつきましては、ふるさと納税の240万円に対して、2分の1プラス消費税額を差し引いた額としてでございます。

11項企画費526万3,000円の追加でございます。それぞれ8節の報償費から1

3節の委託料まで追加をするものでございまして、ふるさと納税に要する経費でございます。

報償費につきましては、返礼品でございます。需用費の消耗品につきましては、PR用の消耗品でございます。印刷製本費は、パンフレットの印刷、振り込み用紙の印刷等でございます。役務費につきましては、それぞれパンフ、振り込み用紙の郵送料でございます。委託料につきましては、それぞれ製品管理等に伴いますクロネコヤマトの委託料あるいは関西、関東方面の郵便局に対してPR用のパンフを置いてもらうための委託等が計上されてございます。

なお、寄附金の使い道につきましては、それぞれ常任委員会等で説明をさせていただきましたが、六つの事業から選んで納税をしてもらうということを考えてございます。

返礼品の対象につきましては、寄附額は1口5,000円以上、何口でもということにしてございます。1万円未満の寄附者及び羅臼町内の在住の方は対象外ということにしてございます。

申し込み方法は、パンフレットにございます振り込み用紙あるいはインターネット等で申し込み方法がとれるということになってございます。

返礼品の発送につきましては、クロネコヤマトに委託をしまいるというような内容になって、今後、全国、首都圏等のPRに努めてまいりたいというふうに考えていてございます。

なお、お手元にパンフレットが、完成をしたものを渡してございますが、この完成によりまして、このたび東京都世田谷区との交流の場で1,000部以上の配布と納税に対する協力をお願いしてきたところでございます。また、議員の皆様方につきましても、今後PRにも御協力いただければ幸いというふうに存じておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7番松原臣君。

○7番（松原臣君） 今、説明を、ふるさと納税について説明いただきましたけれども、委員会と全員協議会等では説明いただいているわけですが、ふるさと納税については町長の強い思いというのはわかるわけですが、ここで専決処分をしてまで進めたいという考え方、思いをお伺いしたいというふうに思います。

それから、説明等では準備等の計画をしていたようにも非常に手間取って、時間もかかって、その前の臨時会、今回に臨時会する前の臨時会を開いても行うべきかなと私は個人的に考えを持っておりますけれども、専決処分をしたということでその思いを町長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 松原議員から御質問をいただきました。

専決処分してまでも進める思いというものを聞きたいということでありまして、町長になる前から、議員のときから、このふるさと納税返礼品のシステム、これを使ったふるさと納税を行うべきではないかという質問もさせていただきましたし、町長になってからもぜひ実施をしていきたいということもお伝えをしまいたったわけでありまして、このことにつきましては、庁舎内でいろいろ検討をしまして、また、プロジェクトチーム、推進するための15名の兼務という形で組織をさせていただきました進めてまいりました。その結果、非常に初めての取り組みということもありまして、非常に進捗がおくれてしまったということについては申しわけないとは思っておりますし、また、そのことによってパンフレットの作成等々、手間取ってしまったことに関しまして、また議会のほうにも報告をできないといえますか、まだ報告する段階にないというところで時期がずれてしまったということについて、先般、全員協議会をわざわざ皆さんにお集まりいただいた中で御説明をしたとおりであります。

私の思いとしましては、やはりこの地域の非常にすばらしい産物も含めてPRができるよい機会であろうというふうに思っております。また、このことによって、全国から羅臼町にぜひ応援をしたいという人たちが一人でも多くふえていただくという意味では、非常に効果的に働く取り組みであろうというふうに思っております。

そういった意味で、このことにつきまして、専決までもしてということでもありますけれども、実際には思ったよりも進捗がおくれてしまったということに尽きるわけでもありますけれども、実際にはこの12月に非常に納税という意識、ふるさと納税に対する全国の動きというのが活発になるわけでありまして、ぜひそこに間に合わせていきたいという思いがありました。そういった意味で専決をさせていただくということで、今回お願いをしているわけでありまして、私の思いとしましては一人でも多くの羅臼を応援する人が、この12月たくさん動いていただけることを心より願って、こういった専決をさせていただいたということに尽きると思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 松原君。

○7番（松原臣君） 今、町長の思いを聞かせていただきました。

私が、この事業に反対して意見を言っているわけではなくて、やはり議会というものがあって行政側があるわけですから、その枠組みの中で事業を含めて運営、町の運営を進めてきているわけで、そこが気になるので、専決処分までして事業を進めたいという町長、今、思いを語っていただきました。

交付金、それから地方税を含めて収入がなかなか上がらないということは、私も議員を長くやってよくわかりますし、町長が議員のときから、ふるさと納税についてはぜひ進めるべきだということで一般質問等もされていたことは承知なのですが、今後、やはり初めて町長の大きな事業ということを取り組むにあって、スタートにけちをつけるわけではないのですが、やはりすきっとした形で私はスタートしてもらいたかったとい

う強い思いがあるものですから、あえて質問したわけです。

後は、専決したわけですから、今後、事業が年々、少しずつでもふるさと納税に関心を持っていただき、成功することを願っておりますけれども、今後、こういうことのないように改めて町長をお願いをして、質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま松原議員のほうから御指摘のありましたことに関しましては、全くそのとおりであるというふうに思っておりますし、また、この取り組みがおくれたことに関して、また、こうした形で専決という形でこの事業を通すということにつきまして、いろいろな形で議会のほう、それから町民の皆さんにいろいろな形で御迷惑をおかけしているとすれば、私のほうも反省をいたしまして、今後しっかりした対応をさせていただいて、ぜひ、このふるさと納税の返礼品を始めるということについて職員一丸となって成功させるべく頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも議員の皆様のお協力もお願いをしたい。また、町民の皆さんにも、ぜひ、お知り合い等々いればこのことをPRしていただいて、ぜひ成功させていきたいという思いでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） ほかに、質疑ありませんか。

4 番宮腰實君。

○4 番（宮腰 實君） おはようございます。

大変意欲的に、そしてこのまちを広く知らしめるためにも大変いい企画だと思って心から応援いたします。

ただ、この中に、今、想定されている6段階まで書いてありまして、最後の6が20万円以上というふうになっているのですけれども、もし、想定外の高額の納税をいただけた場合に、今の形では、例えば何割かを返礼品としてお返しするんだ。でも、すごくいいものなんだけれども、一遍にももらったってどうしようもないよなということがもしあった場合に、例えば12回に分けるんだ、毎月その都度、この土地のそのときの最高のもの、今はウニですよ、この次は鮭尻ですよみたいにして、昆布ですよみたいにして分けていくような、そういう方法も考えておられるかどうかをちょっと、ぜひそれが必要だなというふうに考えたものですから、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 企画振興課長補佐。

○企画振興課長補佐（平田 充君） 今の質問に対してですが、返礼品につきましては、今後2カ月に1回更新する予定であります。

それと、もう1点の20万円以上の高額寄附に関しての返礼品につきましてはという質問に対しましては、今の段階では20万円以上というところに対応したいと思っております。今後につきましては、その辺も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第14号及び報告第15号の2件を一括で採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第14号専決処分した事件の承認について及び報告第15号専決処分した事件の承認についての2件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第14号専決処分した事件の承認について及び日程第7 報告第15号専決処分した事件の承認についての2件は、承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第46号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第46号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の22ページをお願いいたします。

議案第46号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,465万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

23ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金1,000万円を追加し、1億8,096万7,000円。

2項国庫補助金1,000万円を追加し、5,926万5,000円。

18款1項繰越金6万円を追加し、6,154万5,000円。

歳入合計1,006万円を追加し、36億7,465万3,000円。

歳出でございます。

2款総務費1,006万円を追加し、7億1,920万8,000円。

1項総務管理費1,006万円を追加し、6億7,889万9,000円。

歳出合計1,006万円を追加し、36億7,465万3,000円。

25ページでございます。

事項別明細書により説明をいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,000万円の追加でございます。これにつきましては、国からの地域活性化地域住民等緊急支援交付金の追加交付でございます。

18款1項繰越金6万円の追加でございます。歳出の不足分、前年度繰越金に求めたものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございまして、2款総務費1項総務管理費11目企画費に1,006万円の追加でございます。地域活性化を促すことから、国から地方創生先行型の交付金が既に交付決定され、それぞれ事業が推進中でございます。

さらに、今回、計画策定をし、国に申請をしておりましたが、追加交付として1,000万円が認められてたための補正でございます。

7節の賃金から19節の負担金補助及び交付金まで、それぞれ追加をするものでございまして、それぞれ説明にありますとおり、1点目は知床ブランド化の推進事業に要する経費、このことにつきましては知床羅臼産のすぐれた商品をブランド品として認証し、広く全国に発信し、地域の産業振興を図るという目的でございまして、今後、ブランド化の推進委員会等を立ち上げてこれを成功させていきたいというふうに思っております。

二つ目は、介護・医療職の移住体験モニターの事業に要する経費でございますが、羅臼町では特に介護支援専門員及び介護福祉士等の後継者育成が課題となっております、このことから北海道移住に興味を抱く有資格者などを掘り起こして、羅臼の魅力を感じてもらえるプログラムを提供し、定住するとともに人材の確保を図ってまいりたいというプロジェクトを築き上げていきたいというふうに思っております。

次に、少子化対策の支援事業でございまして、これにつきましては、子育て支援センターの活用によりまして、ママのリフレッシュ支援対策等事業の推進をしていきたいと、よって、環境を整えながら少子化対策を図っていくこととございまして、大きくは施設の整備に要する経費を計上してございます。

次に、観光ガイドの養成事業でございます。野生動物を観光資源として誘客を図っている海外の先進視察を目的とございまして、このことによって外国人観光客対応を含めた町民ガイドの研修等を図っていききたい。また、外国人観光客に対応した多言語看板の設置、道の駅を拠点としてそういう機能化を図ってまいりたいという事業を推進していききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第46号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第47号 職員の給与の特例に関する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第9 議案第47号職員の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田洋二君) 31ページをお願いいたします。

議案第47号職員の給与の特例に関する条例制定についてであります。

職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

32ページをお願いします。

職員の給与の特例に関する条例。この条例は職員給与の独自削減に係る条例であります。

第1条、平成28年4月1日から当分の間(以下「特例期間」という。)における職員の給与に関する条例(昭和60年条例第17号。以下「条例」という。)に定める職員の給料月額、条例第4条から第6条の2までの規定にかかわらず、これらの規定により定める額からその額に100分の4(条例別表給料表の4級及び3級にあつては100分の3、2級以下の職員にあつては100分の2)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切捨てた額)を減じた額とする。

第2項、特例期間における退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。

条例の内容であります。独自削減する期間を平成28年4月1日から当分の間とし、減額する内容は、職員給与表の月額から4%減額するとしております。ただし、職員給与表の2級以下の職員にあつては2%の減額、4級及び3級の職員にあつては3%の減額としております。

第2項で、退職手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。
なお、この条例による影響額は、約1,800万円となります。
以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
4番宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） お尋ねいたします。

まず、第1点は、この職員の給与に関する決めるを行うときに、相談は誰と誰がして職員の納得を得てらっしゃるのかなということ。それから、もともとはこの給与というのは引き下げるよりも入るをふやして、そして要するに町としての収入をふやして職員の給与の引き下げを約束どおりといいますか、給与表で職員が入庁されるときに示されたとおりに上がっていくというのが最も望ましい形だと思いますので、その辺をどのように、誰と誰が話して納得していただいているのか、それから、職員の勤務意欲をそがないために、どのような努力を考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま、職員の給与決定ということの交渉相手ということでもありますけれども、前段、事務的にそれぞれ職員組合あるいはそのほかを通して事務的な交渉を始めていくということでございまして、このことにつきましては、当然、町長から命を受けて、総務あるいは私が事務的交渉に当たってるということでございます。最終的には、町長と職員組合委員長との合意のもとで決定をしていくということでございます。

また、職員の勤務意欲をそがないようにということは当然でございまして、給与にその財源不足を求めるといふようなことはあってはならないというふうに私も考えております、その中であって、この羅臼町の財政運営を考えたときに、最終的にその運営がまちのために十分できていけるのかどうかと、最終的な財政運営を考えたときに初めて職員に協力を求めていくということで、これまでもそういった形で職員組合とは十分理解を求めながら話し合いをし、決定をしてきたということでございます。そういうことで、今回も職員には十分理解をされていることというふうに思っております、こういう決定になったということでございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） わかりました。職員の皆さんに1日も早く、またもとの約束どおりの給与表に復帰できるよう、皆さんの御努力をよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号職員の給与の特例に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第47号職員の給与の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 村山修一

議員 加藤勉

議員 田中良